

# スマートフォン決済アプリで キャッシュレス納付が始まります！

令和4年4月1日以降に発行した納付書は、スマートフォン決済アプリで簡単に納付ができるようになります！

## ■ 対象税目・科目

- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）

## 簡単！3ステップで納税完了！

STEP 1

STEP 2

STEP 3



| アプリを起動   | バーコードを読み取る        | 納付                            |
|--|-------------------|-------------------------------|
| 納付書を用意して、アプリを起動します。<br>※事前に決済アプリのダウンロード等が必要です。 | 納付書のバーコードを読み取ります。 | 金額と内容を確認し、納付します。納付手数料はかかりません。 |

※通信料は自己負担です。

## ■利用できる決済アプリ

- ・ [LINE Pay](#)
- ・ [PayPay](#)
- ・ [楽天銀行アプリ](#)
- ・ [PayB](#)
- ・ [au PAY](#)

## 注意事項

- 領収証書や車検用納税証明書は発行されません。  
必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンスストア店頭で納付してください。
- 納付手続き完了後は、キャンセルができません。  
誤って二重に納付された場合は、還付手続きによりお返しします。
- 金融機関窓口やコンビニエンスストア店頭では、決済アプリでの納付はできません。
- 次の納付書では納付できません。
  - ・ 金額が30万円（au PAYでは25万円）を超えている
  - ・ 納付金額が訂正されている
  - ・ バーコードが印刷されていない
  - ・ 破損や汚損によりバーコードが読み取れない
  - ・ 利用期限を過ぎている

### 後期高齢者医療保険料も コンビニでの納付が 可能になりました！

令和4年4月1日以降に発行したバーコード付き納付書は、コンビニエンスストア店頭でも納付ができます。



問

町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)について  
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について  
介護保険料について

税務課  
町民課  
福祉課

☎内線251  
☎内線274  
☎内線316

